

広島県公安委員会告示第4号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和2年1月16日

広島県公安委員会

委員長 小 西 秀 宣

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
9 P17 10	告示の日 (令和2年1 月16日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	P光れ!デカビス カスHD	株式会社ソフィア 代表取締役 井置 定男 (群馬県桐生市境野町七丁 目201番地)	左同